

2024年版ロイズ海難救助契約標準書式およびロイズ海難救助仲裁条項の制定

世界で最も代表的な海難救助契約書式であるロイズ海難救助契約標準書式(Lloyd's Standard Form of Salvage Agreement No Cure-No Pay 以下、LOF)およびこれに付属する仲裁規定であるロイズ海難救助仲裁条項(Lloyd's Salvage Arbitration Clauses 以下、LSAC)は、これまで使用されてきた2020年版¹が改定され、2024年6月1日付で新書式(以下、LOF2024 および LSAC2024)が制定されて運用が開始されました²。

本稿では、LOF2024 および LSAC2024 における主な変更点と今回の改定の背景についてご紹介します。

1.書式改定の背景

(1)改定に至る経緯

1892年の初版制定以来、長きにわたり、海難救助契約書式として世界で最も広く使用されてきたLOFは、近年、その利用件数が著しく減少し続けてきました。LOFの利用件数の減少は、航海計器、通信技術、気象予報等を含めた安全航海のための技術発展や体制整備による海難事故の発生件数自体の大幅な減少による部分もあるものの、海難救助事案の多くが、BIMCOのTOWCON、TOWHIRE(機関故障による漂流等の場合)、WRECKFIXED、WRECKHIRE(座礁等の場合)等のLOF以外のいわゆる定額補償契約の下で実施される傾向にあるためと考えられています³。

2021年4月、ロイズはこのような状況を踏まえて、同保険組合が管理・運営するロイズ海難救助仲裁部門(Lloyd's Salvage Arbitration Branch 以下、LSAB)を2021年末迄に廃止する方針であることを国際救助者連合(ISU)、国際P&Iグループ等の関係団体に通告しました。しかし、最終的には、LSABの存続を求めるISU等の関係団体の意見を踏まえてこの廃止計画の撤回を決定した上で、関係団体とともにLSABの収益改善計画の立案に取り組むこととなりました⁴。

(2)LOFの問題点

船主および船体保険者等の被救助財産側の利害関係人からは、従来より、LOFについて以下のような不都合が指摘されてきました。

- ① 1989年海難救助条約13条1項(a)号から(j)号に列挙された救助報酬の決定基準として考慮される要素の中で被救助価額に特に重きをおくLOFの下での報酬は、TOWCONや他の定額補償契約における救助料と比較して極めて高額になる可能性が高い。
- ② 仲裁における救助報酬額の決定のあり方は、必ずしも透明性が高いとは言えず、裁定額の予測が困難である。
- ③ 仲裁による救助報酬額の決定迄の期間が長期となるため、仲裁費用のみならず、被救助財産側の利害関係人が負担すべき救助報酬に対する利息も高額になる傾向にある。

2021年後半以降、Lloyd'sはこのような諸点を踏まえた上で、LOF利用件数の増加を目指して、関係団体の意見も取り入れつつLOF書式を中心とするLOF制度全般の見直し作業を進めてきました。

¹ LOF2020 および LSAC2020 の概要については、東京海上日動マリンニュース No.206「2020年版ロイズ救助契約書式("LOF2020")の制定」(2020年3月24日)ご参照。

² 新書式はLloyd'sのHPに掲載されている。

<https://www.lloyds.com/resources-and-services/salvage-arbitration-branch/forms-documents>

³ 東京海上日動マリンニュース No.216「海難救助事案におけるLOF利用件数の減少とHugh Shaw氏(元英国SOSREP)報告書について」(2023年10月17日)ご参照。

⁴ 東京海上日動マリンニュース No.209「ロイズ海難救助仲裁部門(LSAB)の廃止に向けた動き」(2021年6月3日)ご参照。

2. LOF2024/LSAC2024 への改定における主な変更点

LOF2020/LSAC2020 から LOF2024/LSAC2024 への改定においては、言わば実体面(救助報酬額決定方式等)に関する規定の変更は行われておらず、手続面、すなわち—(1)書類のみによるファストトラックでの仲裁対象事案の拡大と(2)LOF に基づく救助作業に係る情報収集とその公開—に関する規定が追加されたものとなりました。

(1) FTDO (a Fast-Track Documents-Only) ベースの仲裁制度の新設

- ① LSAC2020(15条)のFCAP(Fixed Cost Arbitration Procedure)の規定では、書類のみによるファストトラックでの仲裁対象を担保要求額 US\$200 万未満の事案および担保要求額 US\$200 万以上であるが、事実関係が簡単かつ被救助財産に切迫した危険がなかった事案と定められていたが、LSAC2024 では、FCAP から FTDO と名称を変更した上で、対象事案を担保要求額 US\$1,000 万未満の事案へ大幅に拡大した(8条1項)。
- ② 仲裁人は裁量によって、担保要求額 US\$1,000 万未満の事案を書類のみによる仲裁手続きではなく、Oral Hearing(Cross Examination) を含む仲裁手続きの対象とすること、あるいは反対に、担保要求額 US\$1,000 万以上の事案を書類のみによる仲裁手続きの対象とすることも可能(8条2項・3項)。
- ③ 仲裁当事者(救助者・被救助者)も、仲裁申立てから 6 週間以内に実施される Preliminary Meeting において、担保要求額 US\$1,000 万未満の事案を Oral Hearing を含む仲裁手続きによることを主張すること、あるいは、担保要求額 US\$1,000 万以上の事案を書類のみによる仲裁手続きによることを主張することも可能(8条4項～6項)。
- ④ FTDO による仲裁手続きでは、申立人(通常は救助者)が提出する証拠書類は 100 ページ以内、被申立人(通常は被救助者)が提出する証拠書類は 75 ページ以内で作成しなければならない。また、救助者の主張は 6,000 語以内、被救助者の主張は、被救助者が単独の場合には 6,000 語以内、被救助者が複数の場合には各当事者 4,000 語以内でなければならない(9条2項)。
- ⑤ 仲裁に要する費用は Fast Track Documents Only (FTDO)-Schedule of Capped (Maximum Recoverable) Fees and Costs と題する別表において規定されている(9条5項～7項)。
- ⑥ FTDO による控訴仲裁の手続については、11条9項～16項に詳細に規定されている。

(2) LOF Data Collection 規定の新設(LOF Important Notices 5条、LSAC15条2項～4項)

- ① 救助者・被救助者は、救助作業完了後 60 日以内に、ESG Data Collection Form の提出および被救助価額の通知を Council of Lloyd's に対して行うことが求められ、救助報酬額に関して合意に至った場合、合意内容を 60 日以内に Council of Lloyd's に報告することが求められる。
- ② 上記の手続きによって収集された情報は、事案・船舶等が特定できないような形で、Lloyd's の HP に掲載され(年1回)、一般に閲覧できる予定である。

3. コメント

Lloyd's では、LOF 利用件数を増加させることを目的として、主として被救助当事者より指摘されてきた LOF の問題点を改善するための様々な検討が実施されてきたわけですが、最終的には、LOF に基づく救助報酬額の決定方式の変更に関する書式改定には至らず、①FTDO による仲裁制度によって救助報酬の決定迄の期間の短縮とそれによる費用の抑制と②LOF における救助報酬の水準についての予見可能性を高めるための LOF Data の収集と公開といった手続面についてのみ改定が行われるに留まることとなりました。

しかし、上記①については、担保要求額 US\$1,000 万未満の事案が全 LOF に基づく救助事案の太宗を占めるものと思われますので、FTDO による仲裁手続きがデフォルトとして適切に運用さ

れた場合には、仲裁費用のみならず、救助報酬に対する利息の加算による被救助者の支払額が相当程度抑制されるものと推察されます。

他方、**LSAC** の規定上、仲裁人の裁量判断あるいは仲裁当事者の要請によって **Oral Hearing** を含む仲裁手続に進む可能性も残っています。仲裁人も **FTDO** の制度趣旨を没却しないような判断・運用を志向するものと推察しますが、運用面でも **FTDO** による仲裁手続がデフォルトとして確立されることによって仲裁手続の迅速化、費用および利息の抑制が達成されていくのか注視されるところです。

以上